

急傾斜地の擁壁や側溝、フェンス等に 工作物を設置しないで下さい。

今年も急傾斜地のパトロールを6～7月に実施しました。

草刈や側溝の清掃など行っていたいただいているところもあり、日頃のご協力に感謝申し上げます。

しかしながら、県の施設である擁壁やフェンスに工作物を設置したり、側溝の上をふさいでしまっているところも見受けられました。

- 例) ・側溝の上や擁壁にはみ出して物置小屋等を設置している。
・フェンスにアンテナを取り付けている。 等々

これらは急傾斜地の管理の支障となりますので、速やかに是正してください。

なお、不法工作物の設置については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第8条により、行為の中止を命じる監督処分を行うことがありますので、十分ご注意ください。



静岡県知事（下田土木事務所長）
担当 下田土木事務所 維持管理課
電話番号 0558-24-2108